

農業者年金死亡関係届出書について

農業者年金に加入中の方（被保険者）や、受給中の方（受給権者）が亡くなられた場合は、農業者年金死亡関係届出書の提出が必要です。

- 届け出の必要な方 : 農業者年金の被保険者又は受給権者の遺族の方
- 届 け 出 先 : 京都やましろ農業協同組合久御山町支店
- 届 け 出 の 時 期 : 死亡後遅滞なく
- 必 要 な も の : ①被保険者の場合…農業者年金被保険者証
受給権者の場合…農業者年金証書
②死亡日がわかる戸籍の謄本
③未支給年金・死亡一時金の振込みを希望する金融機関の通帳の写し（届出者名義に限る）

問い合わせ先：農業委員会事務局（産業・環境政策課内）

電話 075-631-9964 0774-45-3914